

1. 件名：日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(加工施設)の使用前検査についての面談

2. 日時：令和2年12月2日 13時30分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、佐山主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

ウラン濃縮工場 濃縮保全部 課長 他3名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、令和2年3月27日付け(令和2年5月25日及び令和2年8月7日付けをもって一部変更)で申請があった濃縮・埋設事業所(加工施設)に係る使用前検査について、資料に基づき設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)申請書に係る補足説明があった。

- ・検査対象に係る加工施設の性能に係る技術基準に関する規則(以下「性能技術基準」という。)に関する補足として、一次申請設工認(建物)、二次申請設工認(建物)、三次申請設工認(自動火災報知設備、貯水槽、建物)の設工認ごとに「新設、更新、改造等の工事を伴うものの検査項目、方法及び判定基準」に対応した性能技術基準の該当条項を整理した。
- ・自動火災報知設備のうち使用済遠心機保管建屋設置分については更新は行わず、接続変更のみであるが、設備更新に合わせ社内検査を実施する。
- ・貯水槽の貯水容量検査については、貯水槽内部の寸法の測定結果により、貯水容量を算出し、12～13時間程度の放水が可能なことを確認する。
- ・貯水槽の完成検査については、貯水槽の内面に塗膜防水(塗膜防水材料を塗布)が施工されていることも含め確認する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・補足説明の内容について、当庁の使用前検査実施要領書に反映する。
- ・ウラン濃縮建屋中央操作棟のうちモニタエリアのレイアウト変更に係る外観検査の社内検査について検査方法を明確にして実施すること。
- ・寸法検査の社内検査について、防火帯の幅及び防護対象の建物との隔離距離の計測に係る検査方法を明確にして実施すること。

○日本原燃(株)から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：ウラン濃縮工場使用前検査〔その他の加工施設 建物、非常用設備等〕  
に関する補足説明について